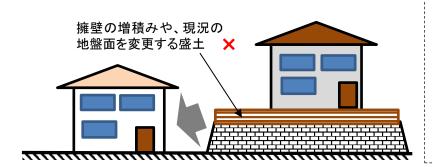
## (3) 擁壁の高さ・増積、盛土

① 近隣の住環境及び景観上の観点から、擁壁の増積み及び現況の地盤面を変更する盛土は行わないものとします。



- ●つくし野地三丁目は隣地 との間に高低差が生じて いるケースがあります。
- ●このようなケースでは、隣地に圧迫感を与えるような、擁壁の増積みや、現況の地盤面を変更する盛土は禁止します。
- ② 新たに宅地を造成する際に、地形的な条件から盛土が必要な場合や擁壁が生じる工事を行う場合においても、近隣の住環境及び景観上の保全に十分な配慮を行うものとします。

## (4)建築物付帯施設の位置

エアコンの室外機等の建築物付帯施設の設置に際しては、近隣の住環境に配慮するものとします。

